特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント

（2020年5月27日成立、2020年6月3日公布、2021年2月1日施行）

基本理念

■ **デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本**とし、**国の関与や規制は必要最小限**のものとすることを規定。（**規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法**を採用。）

規制の対象

■ デジタルプラットフォームのうち、**特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォーム**を提供する事業者を**「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。**

※ 2021年2月、施行令により**オンラインモール・アプリストア**を規制対象と定めるとともに、デジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、2022年8月、**デジタル広告**を規制対象に追加。

特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置

■ 特定デジタルプラットフォーム提供者が、**①取引条件等の情報の開示**及び**②自主的な手続・体制の整備**を行い、③実施した措置や事業の概要について、毎年度、**自己評価を付した報告書を提出。**

※ 利用事業者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などを義務付け。

行政庁の対応

■ 報告書等をもとにプラットフォームの**運営状況のレビュー**を行い、報告書の概要とともに**評価の結果を公表。**その際、**利用事業者や消費者、学識経験者等の意見も聴取**し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。

■ 特定デジタルプラットフォーム提供者が①に係る規定を遵守していないとき、②の適切かつ有効な実施を図るために特に必要があるときは、**勧告・公表**を行う※ 。（①について、勧告に係る措置をとらない場合は措置命令を行う。命令違反には罰則あり。）

※ 2024年8月、Amazon・Appleに対し勧告を実施。

※ 本法律の規律は**内外の別を問わず適用**。海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、**公示送達の手続を整備**。

特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置

取引条件等の情報の開示
（第５条関係）

利用事業者等に対する**取引条件の開示**や**変更等の事前通知**により、取引の透明性を向上させる。

開示項目の例

- ✓ 価格等の基本的な取引条件、利用事業者との契約関係等
- ✓ 取引条件変更の内容及び理由の事前通知
- ✓ 他サービスの利用を有償で要請する場合に、その内容及び理由
- ✓ 取得データの内容、取得・使用の条件
- ✓ 提供拒絶を行う場合の内容及び理由（アカウント停止や各種審査における却下等）
- ✓ 表示順位を決する基本的な事項

相互理解の促進に向けた自主的な手続・体制の整備
（第７条関係）

特定デジタルプラットフォーム提供者は、**指針**に基づいて必要な措置をとり、**公正な手続・体制の整備**を行う。

指針の内容の例

- ✓ 取引の公正さを確保するための手続・体制の整備
- ✓ 苦情処理・紛争解決のための体制整備
- ✓ 関係者と緊密に連絡を行うための体制整備（国内管理人の選任）
- ✓ 利用事業者意見その他の事情を理解等するための仕組み

定期報告書の提出

評価結果を踏まえた自主的改善

行政庁の対応

モニタリング・レビュー（経産大臣評価）の実施
（第９条関係）

特定デジタルプラットフォーム提供者の運営状況について、**利用事業者や消費者、学識経験者等も関与してレビュー**を行い、結果を公表する。

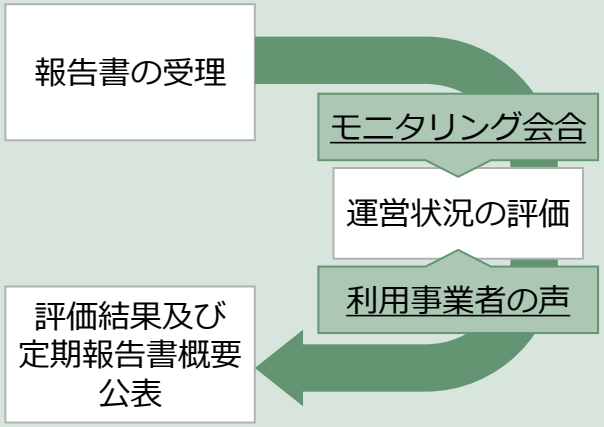

行政措置・罰則
（第６条関係）

- ✓ **勧告・公表**で改善を促す
- ✓ 是正されない場合に限り措置命令
- ✓ 措置命令違反には罰則

行政措置
（第８条関係）

- ✓ 措置の適切・有効な実施のため特に必要な場合は、**勧告・公表**で改善を促す

公取委への措置請求
（第13条関係）

- ✓ **独占禁止法違反のおそれ**があると認められる事案を**把握した場合**、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく**対処を要請**する。